

第 8 1 4 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員（番号 1 から 1 4）及び推進委員（番号 1 5 から 2 0）の氏名

1 立崎 京子	2 佐々木 和枝	3 宮古 久光
4 川嶋 芳郎	6 門上 牧夫	7 種市 廣
8 浦田 秀人	9 浪岡 篤志	1 1 斗米 義一
1 2 新堂 友和	1 3 北澤 邦彦	1 4 千葉 準一
1 5 岩間 勝義	1 7 沼山 英明	1 8 赤沼 成人
1 9 冨田 和美		

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

5 古田 武信	1 0 葛巻 広行	1 6 駒澤 慎
2 0 荒谷 涼香		

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 福田 康治
 - 次 長 山本 誠
 - 係 長 工藤 幸恵

 - 会議書記・・・主 事 赤坂 海渡

7. 議 案
 - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第 2 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
 - 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 【議案第 4 号】農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第 5 号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第 6 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第 7 号】農地パトロール（利用状況調査）実施要領について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年8月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第814回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、5番 古田委員、10番 葛巻委員でございます。また、推進委員につきましては、4名の出席で、駒澤推進委員、荒谷推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第814回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。最近の報道によりますと、本年産米の米価について、九州など早いところで前年の4割から5割増しの引き上げとなると見られ、これにけん引され、東日本でも上昇傾向となる見込みのようで、まずは米農家にとっては朗報かと思えます。

さて、8月ともなりますと、例年、農業者年金の加入促進運動や農地パトロールのほか、月末には上十三地区の農業委員会大会など何かと忙しくなって参りますが、今年は特に、8月最後の週に、地域計画の策定に向けた座談会の開催を控えております。各地区の話し合いをまとめていくうえで、農家・農地の事情に詳しい委員の皆様が重要になってくると思いますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。さて、盆を過ぎたあたりから暑さも落ち着いてくるとは思いますが、まだまだ暑い日が続きますので、委員の皆様におかれましては、どうか体調には十分注意されたうえで、精力的な委員活動に臨んでいただきますよう、ご期待申し上げまして挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。
ご異議なしと認め、3番 宮古 久光君、8番 浦田 秀人 君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに
ご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長

それでは2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに7月11日から8月9日までの主な業務についてご報告いたします。

7月17日に、令和6年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市アップルパレスで開催されました。立崎委員と岩間推進委員が出席され、事務局から私と赤坂主事が同行しております。

8月6日に、第814回総会の議案検討会を開催しております。8月9日本日、第814回総会の開催の運びとなっております。

次に、7月の事務処理状況についてご報告いたします。まず、3条の案件が2件、いずれも贈与による所有権の移動で、面積は36、725㎡でした。

次に、3条の3第1項、相続の届出は6件、面積は86、543㎡でした。

次に、転用につきまして、5条の案件が1件、面積は303㎡でした。

次に、貸借の解約は2件で、面積は7、985㎡でした。解約の内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は11件で、面積131、556㎡となっております。

次に基盤法ですが、まず、利用権設定等促進事業のうち利用権設定が1件、内容は田で、面積は3、484㎡でした。また、

所有権移転が1件あり、内容は田で、面積は16、468㎡でした。これら2件合わせて面積は、19、952㎡となっております。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が13件あり、内訳は、田が18、226㎡、畑が95、811㎡でした。

次に、現地調査につきまして、1件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、8月10日から9月9日までの主な業務計画についてご説明いたします。

8月23日に、令和6年度上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長臨時会議が十和田市役所で開催されます。こちらは会長と私が出席する予定です。

8月26日から29日にかけて、令和6年度地域計画集落座談会を開催する予定としております。内容は前回の総会でお知らせしたとおりですが、最終日29日の会場が変更となります。詳しくは後ほどご説明いたします。

9月5日に、第815回総会の議案検討会を予定しております。9月9日に、第815回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

まず番号1ですが、字淋代平の田2筆、面積合計6、011㎡になりますが、売買の手続きのため、貸借契約を解約するものであります。

次に番号2、字庭構の畑1筆、面積1、974㎡につきまして、借人が変更となるため、貸借契約を解約するものであります。

続いて4ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会のあった1件、字流平の畑1筆、面積1、353㎡につきまして、転用事実に係る現況調査を行っております。場所は、三川目町内、国道338号と県道大町三沢線の交差点から大津方向に約500m進んだところの県道沿いに位置しております。こちらの土地は、平成11年6月に5条の転用許可を受けており、現在、宅地としての利用が明らかであることから、非農地と判定したものと

であります。現地においては、7月31日に佐々木委員、斗米委員、富田推進委員が調査を行っております。以上が、報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは5ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、淋代平の田2筆、合計6,057㎡を、所有権移転の申請です。価格10aあたり約〇〇万円で総額は〇〇〇万円です。場所は住友化学より北東に約800mに位置しています。

労働力は譲受人2名で、機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は、斗米委員、佐々木委員、富田推進委員同行のもと確認済みです。以上ご審議のほどよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長

次に議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは6ページをお開き願います。
議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。今回は件数が多いため詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、字淋代平の田2筆、面積合計6,748㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、淋代屯所より北に位置しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

番号1の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から28の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から番号15、字庭構の田合計9筆、畑合計10筆、面積合計31,767㎡を、番号4は5年間、その他はすべて10年間の賃貸借権設定です。

場所は、金糞平、東北ファーム、農協北部事業所付近に点在しています。

番号16から番号23、字淋代平の田合計21筆、面積合計61,086㎡を、番号23のみ3年間で、その他すべて10年間の賃貸借権設定です。場所は、淋代屯所、清掃センター、食肉処理センター付近に点在しています。

番号24、字早稲田の畑3筆、総面積14,988㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、八幡2丁目より北に位置しています。

番号25、字戸崎の畑5筆、総面積16,329㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、根井1丁目より東に位置しています。

番号26、字前平、字流平の田2筆、畑1筆、面積合計7,688㎡を20年間の賃貸借権設定です。場所は、ローソン大津店から南と、ベジポストから北に位置しています。

番号27、松原町2丁目の田1筆、畑1筆、面積合計9,044㎡を5年間の賃貸借権設定です。場所は、ジャムフrendクラブエース三沢の南西に位置しています。

番号28、字堀口の田1筆、面積3,594㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、DCMホームマック三沢店の東に位置しています。いずれの申請も、営農状況、周辺農地への貸借による影響もないと考えられます。現地確認については、斗米委員、佐々木委員、富田推進委員同行のもと確認済みです。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号 番号2から28は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律31第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは17ページをお開き願います。

議案第3号、農地利用集積等促進計画の作成の要請についてご説明します。今回は件数が多いため詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、字戸崎の畑2筆、面積合計7,444㎡を7年間の賃貸借権の設定です。場所は、六川目団体活動センターから西に約900mに位置しています。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は原案のとおり、青森農業支援センターに対し要請いたします。

番号1の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から10の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から番号8、字庭構の畑7筆、田2筆、面積合計19,891㎡を賃貸借権の設定です。場所は、六川目団体活動センターから西に約1.3kmに位置しています。

番号9から番号10、字淋代平の田4筆、面積合計13,840㎡を5年間と9年間の賃貸借権の設定です。場所は、淋代屯所から北西にそれぞれ位置しています。いずれの申請も、営農状況、周辺農地への貸借による影響はないと考えられます。現地確認については、斗米委員、佐々木委員、富田推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

〇〇委員 契約年数に違いがあるが何か理由があるのか。

事務局 契約を途中解約した残りの年数が残っているため、契約年数がそれぞれ違う。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2から10は原案のとおり、青森農業支援センターに対し要請いたします。

議 長 次に議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは21ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1、字戸崎、字庭構の畑2筆、田2筆、面積合計10,703㎡を、総額〇〇〇万円で購入での申請です。譲受人は会社役員兼農家で、労働力は申請者のみです。場所は、清掃センター、はまなす団体活動センター付近にあり、周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認については、斗米委員、佐々木委員、富田推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

審議が終了しましたので。〇〇番 〇〇 〇〇 君の出席を認めます。

議長 次に議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは22ページをお開きください。

議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は4条転用、1件の申請であります。

議案第5号資料と合わせてご覧ください。申請者は記載のとおりであります。

対象となる土地は、岡三沢7丁目の畑、1筆の1、166㎡です。場所は、岡三沢小学校より北東へ500mに位置し、都市計画の用途地域内で第一種中高層住宅専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。転用目的は、宅地でアパート建築となります。

アパートは2棟の建築で、建築面積合計は413.53㎡で、敷地面積に占める建物の割合が約35%となり基準である20%以上をクリアするため問題ありません。

農地区分は、第3種農地であり、原則許可できる場所です。

事業費は、総額〇億〇〇〇〇万円で、全額銀行からの融資となります。

周辺農地への対策として、隣接地はL型擁壁を設置し、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透柵等を設置し処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、佐々木委員・斗米委員・富田推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします

議 長 次に議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは23ページをお開きください。

議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第6号資料でご確認ください。今回の件数は22件です。

番号1から22、字猫又の田22筆、所有者は記載のとおり。面積合計48,693㎡です。所在は市役所から約2.5km西に位置しており、以前より非農地判定を行っている猫又の北側、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも斗米委員、佐々木委員、富田推進委員同行のもと完了しております。以上22筆、面積合計48,693㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号農地パトロール実施要領についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 25ページをお開き下さい。

議案第7号令和6年度農地パトロール（利用状況調査）について説明いたします。本実施要領につきましては毎年制定しているところではありますが、本年の国の要領が示されましたので、そちらと整合を図り本年度の要領を制定するものです。

それでは議案7号資料をご覧ください。

（趣旨）

農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められているため遊休農地の実態把握発生防止・解消、違反転用発生防止について重点的に取り組むこと。

（実施時期）

今年度も、農地法第30条に基づき、8月～9月を「農地の利用状況調査期間」としています。

（実施の対象及び内容）

- 1 遊休農地の把握
- 2 届け出案件の履行状況の確認
- 3 基盤法中間管理の利用権設定の履行状況の把握
- 4 違反転用の早期発見
- 5 相続税・贈与税の納税猶予対象地の利用状況の確認
- 6 仮登記農地の利用状況確認
- 7 営農型発電設備の営農状況の確認
- 8 農業者年金の特定処分農地の利用状況の確認
- 9 荒廃農地の再生状況及び再生後の利用状況確認

（趣旨の徹底）

趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する。

（事前準備）

地区担当の最適化推進委員、農業委員を定め図面については農業委員会事務局で準備する。

（調査結果の整理）

農地パトロール終了後は現状と課題を整理し事後の対応について協議する。

(広報)

対外的なPRに努める。

(連携・調整)

農地パトロールにあたっては市農政水産課をはじめ農業会議及び青森県との連携・調整を図る。

それでは別添資料1をご覧ください。
昨年と同様6班の編成としています。各班の班長は推進委員の方でとりまとめ等お願いいたします。

次に資料2をご覧ください。
各班の地区割りとなっております。

次に資料3をご覧ください。
調査においては、実際に図面へ判定結果を書き込んでいただきますが、その図面の凡例を説明します。
緑色の部分が田で、ピンク色の部分が畑です。
斜線と縦線の部分について、A判定が2段階の軽度、中度と分かれております。斜線が軽度、縦線が中度となります。
詳しい基準については表を参考をお願いします。B判定は再生利用が困難な農地となります。

そして遊休農地となりうる状況についても一緒に記載していただきます。

わかりやすく1・2・3段階で1が軽度、2が中度、3が再生利用困難という記載でかまいません。

1で草、2で雑木、3で湿地、傾斜などというふうにご記入でいってください。

そして今年度より資料3、2ページ目、農地の色分けが細かくなっております。畑に家が建っているなど台帳と現況が違うものに色がついています。

緑の田とピンクの畑以外の色はそんなに多くはありませんが、色がついている部分は農地になりますのでこの資料を確認しながら違反転用など結果を書き込んでいってください。

色分けについては以上ですが、緑色の田の部分に関しては、農政課が既に調査済であるため、皆様には、ピンク色の畑とその他の色の部分について主に調査していただくことになります。

なお、色が塗ってある農地以外にも、例えば山林・原野を開拓して農地利用していると確認された場合は、その状況を図面に書き込んでください。

また、実施要領の中には営農型発電設備の下部農地や違反転用部分についても調査することとなっていますのでお願いします。例年1日で全部を見て回るのには厳しいことから、1日で見て回れない場合2日とします。

班で話し合っ事前調査しておいてもらって、当日は判断が難しかったところを班全員で見ながら判断していく形したいと思います。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第814回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 3 番 高石久光

議事録署名者 8 番 浦田 秀人